慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	特定物売買における果実収取と危険負担の関係 (二・ 完)
Sub Title	La relation entre la perception des fruits et la théorie des risques dans la vente d'un corps certain (2 end)
Author	前田, 敦(Maeda, Atsushi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2003
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.76, No.5 (2003. 5) ,p.63- 84
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20030528-0063

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特定物売買における果実収取と危険負担の関係（二・完）

前田　敦

一　はじめに（本稿のねらい）
二　フランス法における果実収取の構造
（一）　ポティエ
（二）　フランス民法の成立
（三）　一九世紀の学説
（1）　一六一四条
（2）　一六五二条
（3）　整理および若干の考察
（四）　二〇世紀以降の学説
（1）　一六一四条
（2）　一六五二条
（3）　整理および若干の考察……（七六巻四号）
三　日本民法における果実収取の構造
（一）　ボワソナード旧民法
（1）　果実収取・利息に関する旧民法の規定
（2）　ボワソナード草案註釋（プロジェ）
（二）　現行法への修正過程
四　まとめと今後の課題……（以上本号）

三　日本民法における果実収取の構造

（一）　ボワソナード旧民法

（1）　果実収取・利息に関する旧民法の規定

一九世紀終盤、ボワソナード（Gustave Emile Boissonade, 1825-1910）が草案を起草し、一八九〇（明治二三）年に公布されたわが国の旧民法典は、施行には至らなかったものの、現行民法の規定の多くがこれに修正が施される形で作られた経緯から、その内容や趣旨を理解する上で影響力を有する重要な資料であることは疑いがない。加えて、果実収取権と利息に関する現行民法五七五条はフランス民法に由来することから、旧民法は両者をつなぐ架橋としての意義も有する。そこで、フランス民法および一九世紀の学説が旧民法（草案）に与えた影響を明らかにすべく、その規定内容とボワソナードのコメントに注目する。(1)

旧民法では、フランス民法一六一四条一項に対応する規定として、財産取得編第三章（売買）第二款（売主ノ義務）第一則（引渡ノ義務）に四七条（ボワソナード草案六八四条）一項が、フランス民法一六五二条に対応する規定として、同じく財産取得編第三章第三款（買主ノ義務）に七六条（草案七一五条）が置かれた。

財産取得編四七条　①売主ハ売渡物ヲ其合意シタル時期及ヒ場所ニ於テ現存ノ形状ニテ引渡ス責ニ任ス但其保存ニ付キ懈怠アルトキハ買主ニ対シテ賠償ヲ負担ス

②引渡ノ時期及ヒ場所ニ付キ合意ヲ為ササリシトキハ財産編第三百三十三条第六項及ヒ第七項ノ規定ニ従フ

③然レトモ買主カ代金弁済ニ付キ合意上ノ期間ヲ得サリシトキハ売主ハ其弁済ヲ受クルマテ売渡物ヲ留置スルコトヲ得

④売主ハ代金弁済ノ為メ期間ヲ許与シタルトキト雖モ買主カ売買後ニ破産シ若クハ無資力ト為リ又ハ売買前ニ係ル無資力ヲ隠秘シタルトキハ尚ホ引渡ヲ遅延シタルコトヲ得

財産取得編七六条　①買受物カ果実其他金銭ニ見積ルコトヲ得ヘキ定期ノ利益ヲ生スルトキハ買主ハ引渡ノ時ヨリ当然代金ノ利息ヲ負担ス

②反対ノ場合ニ於テハ利息ハ特別ノ合意又ハ弁済ノ催告ニ拠ルニ非サレハコレヲ負担セス

なお、旧民法にはフランス民法一六一四条二項のような売買契約時の果実収取権の所在を明確に定める規定はないが、財産編第二部（人権及ヒ義務）第一章（義務ノ原因）第一節（義務ノ効力）第三款（合意ノ効力）第一則（当事者間及ヒ其承継人間ノ合意ノ効力）の三三五条一項にそれを読み取る余地がありそうである。

財産編三三五条　①授与スル合意カ特定物ヲ目的トスルトキハ意外ノ事又ハ不可抗力ニ出テタル其物ノ滅失又ハ毀損ハ諾約者カ危険ヲ負担シタル場合及ヒ停止条件ニ関スル規定ヲ除ク外要約者ノ損ニ帰シ其物ノ増加ハ要約者ノ益ニ帰ス

②然レトモ諾約者カ物ノ引渡ノ遅滞ニ付セラレタルトキハ其滅失又ハ毀損ハ諾約者ノ負担ニ帰ス但縦令引渡ヲ為シタルモ滅失又ハ毀損ヲ免ル可カラサリシ場合ハ此限ニ在ラス

同条は、特定物引渡債務に関する一般規定として要約者（＝債務者＝買主）の危険負担と目的物の増加分の取得を規定する。ここには果実の語は用いられていないものの、一項末尾の「物ノ増加」にそれが含まれるとみて、売買契約時からの要約者（債務者＝買主）への果実収取権の帰属を読み取ることができそうである。

（2）　ボワソナード草案註釋（プロジェ）[2]

まず、財産取得編四七条一項（フランス民法一六一四条一項に対応）が定める売主の「其合意シタル時期及ヒ場所ニ於テ現存ノ形状」での引渡義務（債務）に関しては、ほとんど何も説明されていない。同条項につき、プロジェの中ではわずかに「（この条文の）最初の二項は、引渡の時期と場所が決められている場合、そして、それらが決められていない場合を、それぞれ想定している。この点に関しては何の問題も生じ得ない（括弧内は筆者による補足）」と述べるのみである。(3) ただ、プロジェ財産取得編の邦訳の初期のものとされる『ボアソナード氏起稿　民法草案　権利獲得方法之部』にのみ、同条の注釈の冒頭に「法律ニテ賣主ノ引渡シノ日ニ至迄賣渡シ物件ヲ保存ス可キ義務ヲ爰ニ再説スルヲ要セス何トナレハ爰ニテハ第三百五十四條ニ加フ可キ何等ノ變則モアラサレハナリ」との記述があり、同条項の趣旨を探る上で注目される。(4) ここに引用される三五四条（ボワソナード草案）は旧民法正文では財産編三三四条であり、特定物の債務者が目的物の保存につき善管注意義務を負う旨を定めるものである。(5) よって、この記述から「引渡ヲ為スマテ善良ナル管理人タルノ注意ヲ以テ其物ヲ保存」（財産編三三四条一項）すれば「売渡物ヲ其合意シタル時期及ヒ場所ニ於テ現存ノ形状ニテ引渡ス」ことで債務から解放される（財産取得編四七条一項）というつながりが確認される。また、フランス民法一二四五条（一六一四条一項と共に特定物の現状引渡を規定）に対応する旧民法の条文は財産編四六二条（ボワソナード草案四八三条）(6) であるところ、その趣旨について「この条文は、三五四条および三五五条に定められた原則を確立したものに過ぎない」、あるいは、「……前出の法典（筆者注、フランスおよびイタリア民法）では、売買のケースについて異なる解決法を与えているように思われる。すなわち、それら法典では、売主は『引渡』の時ではなく『売買』の時の現状で物を引渡さなければならないと定めているのである（フランス民法一六一四条およびイタリア民法一四七〇条参照）。しかしながら、それを詳細に考察するならば結果は同じであり、数人の著者がそうしているように売買に特有の規定だと見る余地はない。(7)」と説明されることからも、財産取得編四七条一項の意味内容が財産取得編四六二条、

ひいてはフランス民法一六一四条一項、一二四五条と何ら変わらないことがわかる。なお、財産取得編四七条一項の文言は「合意シタル時期及ヒ場所ニ於テ現存ノ形状ニテ引渡ス」であり、現状引渡の基準時とされるのは売買契約時ではないから、フランス民法一六一四条一項よりもフランス民法一二四五条や旧民法財産編四六二条との整合性はとれており、それらと同条項が同旨であることがより容易に読み取り得ると言える。

一方、財産取得編七六条一項に規定される果実と売買代金の利息の関係については、「引渡がなされ、かつ、売買目的物が果実を生じる場合、売買代金の利息は、当然に、つまり、合意なしに、また裁判上の請求や催告もなしに、支払われなければならない。このケースでは、最も単純な衡平則によって、買主が自分の受領する果実と等価値のものを支払うことが要求される」[8]という説明があり、フランスの学説と同じく利息と果実を対価関係に類似したものとみるべきことが指摘されている。更に、「上述の規定は、物が引き渡されている場合について定められている。しかしながら、この規定は、物が本当の果実を生じる場合には、物が引き渡されていなくても適用できるのだが、それは、引渡時に果実が買主に返還されなければならないからである。それ故、買主に利息を支払わせるについても同じ理由が存在し、反対の合意がない限り、売主が果実を起算すべきなのは売買契約の日なので、利息支払もまた売買契約の日からである」[9]という説明があり、ここでは買主への果実収取権移転が契約時に起こることを認め[10]、同時に、利息もそれとの均衡を保っていなければならないとするのである。この考え方は、引渡時から利息を起算させる財産取得編七六条一項とは一見したところでは相容れないが、目的物（特定物）引渡時期について、財産取得編四七条二項の「引渡ノ時期及ヒ場所ニ付キ合意ヲ為ササリシトキハ財産編第三百三十三条第六項及ヒ第七項ノ規定ニ従フ」を受けて参照される財産編三三三条六項には「引渡ノ期限ノ定マラサリシトキハ即時ニ引渡ヲ要求スルコトヲ得」とされているため、当事者間の合意（特約）がない限り契約成立と引渡は同じ時点であり、フランスの学説で問題にされたような両者の齟齬は旧民法では問題になり得ない。

結果、当事者間の合意により売買目的物の引渡が延期された場合には、その間の果実収取権は買主に帰属し、売主は代金の利息を請求し得るとする前記説明が理解できよう（もっとも、この間の果実と利息が売主と買主の間で交換されるのか、両者の相殺が予定され利息の起算は引渡時からなのかは説明がない）。

更に、財産編三三五条に関しては、一項において特定物売買における契約時からの要約者（＝債権者＝買主）危険負担と共に規定される「其物ノ増加ハ要約者ノ益ニ帰ス」の理由付けが注目される。これについては「所有権が合意のみによって移転される以上、物に生じ得る増加がその所有者の利益になるのと同様に、滅失もまた物の所有者を犠牲にするのが自然である」として、合意のみによる即時の目的物所有権移転の原則（財産編三三一条）の帰結ないし一環として危険負担および利益の買主への帰属（果実収取もこれに含まれよう）が説明されていることが注目される。[11] ちなみに、危険負担と利益のつながりについても言及があり、「もし合意と引渡の間に、あり得ないことでも例のないことでもないが、物の価値が二倍または三倍になったならば、その利益は確かに債権者に帰するのであり、それ故、その代わりに、同じ債権者が偶然の滅失の被害を被ることは正当である」と言うものの、続けて「今日では、こうした考え方はもはや必要ない。利益と滅失が要約者の負担に帰することには、より単純かつ直接的な理由が存在する。すなわち、彼は所有者なのである」[12] とも述べており、その意味で、買主による利益の取得は主として所有権が帰属することの効果であって、ことさらそれを危険負担と対比させる趣旨はないようである。加えて、旧民法がフランス民法一六一四条二項に相当する売買契約における果実収取権移転の明文規定を置かず、財産編三三五条のような控えめな形でしかそれに言及しなかったことも、果実収取権およびその移転時期はそれ自体問題とならず、所有権移転時期の問題に吸収されると理解していたと推測することもできるのである。[13]

（1）　日本民法の母法としてのフランス民法およびボワソナード旧民法研究の意義を指摘する文献は枚挙に暇がないが、主なものとして、星野英一「民法解釈論序説」（『民法論集』一巻一頁、有斐閣、昭和四五年）一二頁、「日本民法典に与えたフランス民法の影響―総論、総則（人―物）―」（同一巻八五頁）七一頁以下、「民法学の方法に関する覚書―実定法学について―」（同五巻六九頁、昭和六一年）九九頁以下、「民法の解釈の仕方とその背景」（同八巻一八七頁、平成八年）一九七頁以下、池田真朗『債権譲渡の研究』（弘文堂、平成五年）二―五頁など。また、旧民法研究の状況を紹介したものとして、池田真朗・七戸克彦「『再閲修正民法草案註釈』について」（ボワソナード民法研究会編『ボワソナード氏起稿　再閲修正民法草案註釈　第二編物権之部』（ボワソナード資料集成後期一―二）雄松堂出版、二〇〇〇年）七頁以下など。また、旧民法典と現行民法典のつながりを指摘するものとして、向井健「民法典の編纂」（福島正夫編『日本近代法体制の形成（下巻）』三六九頁、日本評論社、昭和五七年）三八〇頁、福島正夫「明治民法典における損害賠償諸規定の形成」（『我妻先生還暦記念　損害賠償責任の研究　上』二八頁以下、有斐閣、昭和三二年）などがある。

（2）　ボワソナード起草の仏文草案および註釋（プロジェ、Projet de code civil pour l'empire du Japon accompagné d'un commentaire）には、一八八〇―八二（明治一三―一五）年刊行の初版（財産編のみ）、一八八二―一八八九（明治一五―二二）年刊行の第二版（deuxième édition）、一八九〇―九一（明治二三―二四）年刊行の第三版（nouvelle édition）がある。本稿では旧民法の起草段階でのボワソナードの見解を確認する目的から主に第二版を参照するが、本稿で扱った部分の内容は、細かな文言の相違はあるものの、他の版、あるいは、旧民法正文の仏訳および理由書（エクスポゼ、Code civil de l'empire du Japon accompagné d'un exposé des motifs, 1891）とほぼ同じである。

また、プロジェ第二版以外の仏文草案と註釋、およびその邦訳については、ボワソナード民法研究会編集の復刻書（ボワソナード資料集成）（雄松堂出版、一九九八年―）を参照した。

（3）　Boissonade (G. E.), Projet de code civil pour l'empire du Japon accompagné d'un commentaire, 2e éd., t. 3, des moyens d'acquiérir les biens, 1888, no210,『ボアソナード氏起稿　再閲修正民法草案註釈　第三篇　特定名義獲得之部　上巻』五二五頁。

なお、プロジェ財産取得編の邦訳には『ボアソナード氏起稿　民法草案　権利獲得方法之部』（第三八―四九冊）および『ボアソナード氏起稿　再閲修正民法草案註釈　第三篇　特定名義獲得之部』（上・中・下巻）の二種類が存在する。いずれも刊行年は明らかでないが、近年の研究では、前者はプロジェ第二版第三巻の刊行以前に起草された仏文草案（未発見）の翻訳本、後者は刊行後にそれを翻訳したものと考えられていることから、本稿では後者についてプロジェに対応する箇所を示す。同資料の解題として、村上一博「プロジェ財産取得編（特定名義の取得法）の翻訳書について」（ボワソナード民法研究会編『ボワソナード氏起稿　民法草案　財産取得篇　第一巻』（ボワソナード資料集成前期一）雄松堂出版、二〇〇〇年）七頁以下、池田・七戸、前掲「『再閲修正民法草案註釈』について」参照。

（4）『ボアソナード氏起稿　民法草案　権利獲得方法之部』第四一冊三五―三六頁（この記述に対応する仏文は未発見）。

（5）財産編三三四条　①諾約者ハ特定物ノ引渡ヲ為スマテ善良ナル管理人タルノ注意ヲ以テ其物ヲ保存スルコトヲ要ス懈怠又ハ悪意アルトキハ損害賠償ノ責ニ任ス
②無償ニテ譲渡シタル物ノ保存ニ付テハ諾約者ハ自己ノ物ニ加フルト同一ノ注意ヲ加フルノミノ責ニ任ス
③此他諾約者ガ右ト同一ノ注意ノミヲ負担スル場合ハ其各事項ニ於テ之ヲ規定ス

（6）財産編四六二条　①特定物ノ債務者ハ引渡ヲ為ス可キ時ノ現状ニテ其物ヲ引渡スニ因リテ義務ヲ免ル但条件附ノ義務ノ危険ニ関スル第四百十九条ノ規定ヲ妨ケス
②債務者ノ費用ニテ物ヲ保存シ若クハ改良シ又ハ其過失若クハ懈怠ニ因リテ之ヲ毀損シタルトキハ償金ハ上ノ第一章第二節三節ニ従ヒテ当事者互ニ之ヲ負担ス

（7）Boassonade, op. cit., t. 2, des droits personnels ou obligations, 1883, no473,『ボアソナード氏起稿　再閲民法草案　財産篇人權之部』第二八冊一四二頁および一四五―一四七頁。続いて、「引渡されるべき物が合意の時に千円の価値を有し、そして、引渡の時（言い換えれば、引渡がなされる〝べき〟時）にその価値がもはや九百円しかないと仮定すると、売買の規定によるならば、債務者が賠償として百円を支払わなければならないことは疑いがないが、それは彼の債務の範囲を決めるに当たって〝契約の〟日が基準となるからである。もし、債務の一般規定に従い〝引

渡の〝日を基準にするとしても、結論は同じである。債務者は、自らのフォートによって九百円の価値に下がった物を与えるのでは（債務から）解放されず、自らのフォートによって罰を科せられて、常に百円の損害賠償を付け加えなければならない」と補足されている。

プロジェ第二版の財産編の邦訳と考えられる資料には『ボアソナード氏起稿　再閲民法草案　財産篇物權之部・人權之部』『ボワソナード氏起稿　再閲修正民法草案註釈　第二篇物權ノ部・人權ノ部』があるが、前者の内容がプロジェ第二版により近いというのが最近の研究成果である（村上一博「プロジェ第二版第一・二巻（財産編）の翻訳書について」（ボワソナード民法研究会編『ボアソナード氏起稿　再閲民法草案　財産編　第一巻』（ボワソナード資料集成前期一）雄松堂出版、二〇〇〇年）七頁以下）ことから、本稿では前者についてプロジェに対応する箇所を示す。なお、後者の資料としての意義について、池田・七戸、前掲「『再閲修正民法草案註釈』について」五九頁以下参照。

また、フランス民法およびボワソナード旧民法における特定物の現状引渡・保存義務・危険負担の関連性については、拙稿「特定物引渡債務における保存義務の意義と危険負担との関係」法学政治学論究三三号二〇七頁（一九九七年）参照。

(8) Boissonade, op. cit., t. 3, no277,『ボアソナード氏起稿　再閲修正民法草案註釈　第三篇特定名義獲得之部』七一七頁。

(9) Boissonade, op. cit., t. 3, no277,『ボアソナード氏起稿　再閲修正民法草案註釈　第三篇特定名義獲得之部』七一九―七二〇頁。

(10) この点につき、旧民法には果実収取権移転時期を定めた規定（フランス民法一六一四条二項に相当するもの）はないが、物権の規定を見ると、果実収取は主に用益権（財産編四四条以下、物の使用および収益を内容とする制限物権）として言及され、所有権（同三〇条一項）の収益権能の一環として位置付けられていることがわかる。旧民法が売買の規定として果実収取権の移転時期を定めなかったことは、それが当然に所有権移転に伴うと解されていたことが理由であると推測できないだろうか。

(11) Boiisonade, op. cit., t. 2, no138,『ボアソナード氏起稿　再閲民法草案　財産篇人權之部』第二〇冊一一一頁。財産編三三五条（ボワソナード草案三五五条）では、特定物売買における要約者（＝債権者＝買主）危険負担が、主

として所有権の帰属（移転）から根拠付けられており、立法主義としていわゆる所有者主義（res perit domino の法格言で説明される）が採用されたものと評価される（Boiisonade, op. cit., t. 2, no138〜140,『ボアソナード氏起稿 再閲民法草案 財産篇人權之部』第二〇冊一一〇－一一九頁）。この点に関して、拙稿、前掲「特定物売買における所有者主義の危険負担」四九一－四九九頁参照。また、財産編三三一条は以下の通りである。

財産編三三一条 特定物ヲ授与スル合意ハ引渡ヲ要セスシテ直チニ其所有権ヲ移転ス但合意ニ附帯スルコト有ル可キ停止条件ニ関シ下ニ規定スルモノヲ妨ケス

(12) Boissonade, op. cit., t. 2, no139 et 140,『ボアソナード氏起稿 再閲民法草案 財産篇人權之部』第二〇冊一一五－一一七頁。

また、旧民法正文の理由書とされる Code civil de l'Empire du Japon accompagné d'un exposé des motifs, t. 2, exposé des motifs du livre des biens, 1891 の翻訳書（森順正訳）とされる『民法理由書 七 財産編人権部二』六三丁には、前出注(11)の記述の他にも、同趣旨の「要約者ハ直チニ合意ノ目的物ノ所有者ト為ルカ故ニ其増減ノ為利害ヲ受クルモノナリ」という記述があり、危険負担・目的物の増減（果実収取を包含する）の要約者への帰属は、所有権の帰属から根拠付けられていることが重ねて確認される。同資料の解題として、前田達明・七戸克彦「『民法理由書』について」（ボワソナード民法研究会編『民法理由書 第一巻 財産編物権部』（ボワソナード資料集成第II期（後期四）雄松堂出版、二〇〇一年）一九頁以下、小林一俊「民法理由書」同八三頁以下、池田真朗「旧民法理由書解題」同八九頁以下参照。

(13) なお、旧民法の中で果実収取に言及する規定が見られるのは制限物権たる用益権に関する規定（財産編第一部（物権）第二章（用益権、使用権及ヒ住居権）第一節（用益権）第二款（用益者ノ権利））である。用益権は、他人の所有物を使用収益することを内容とする物権（財産編四四条）であり、それに基づいて果実を収取し得ることが複数の条文（同五〇〜五四条）で規定される。これらから、果実収取権は物の使用収益権能の具体化したものであること、用益権の設定がなされない限りそれが所有者に帰属すること（財産編第三〇条一項は「所有権トハ自由ニ物ノ使用、収益及ヒ処分ヲ為ス権利ヲ謂フ」と定める）が確認される。そして、現行五七五条のような売買契約時の果実収取権の規定が存在しなかったことを加味すると、これら物権の規定が売買契約の過程でもなお該当し、果実収取権は所有

権に伴って売主から買主に移転するとの理解が導かれよう。

（二）現行法への修正過程

一八九二（明治二五）年の第三回帝国議会で旧民法典の施行延期が決定されると、翌年には法典調査会が設置され現行法への修正が施されることになった[1]。本節では、法典調査会における審議の中からうかがえる現行五七五条の趣旨を検証する。

同条の原案として一八九五（明治二八）年五月二四日の法典調査会に提出され、審議されたのは次のような文案であった。

第五百七十六條　未タ引キ渡ササル賣買ノ目的物カ果實ヲ生シタルトキハ其果實ハ賣主ニ屬ス
買主ハ引渡ノ日ヨリ代金ノ利息ヲ拂フ義務ヲ負フ但代金ノ支拂ニ付キ期限アルトキハ其期限ノ到來マテハ利息ヲ拂フコトヲ要セス[2]

この原案は、第二項後半の「期限ノ到來マテハ」が現行五七五条では「其期限ノ到来スルマテハ」に改められている他、文言に違いはない。同条の趣旨については起草担当者の梅謙次郎が説明している。

まず、原案五七六条と旧民法の関係につき「本條ハ取得編ノ第七十六條ト粗々精神ヲ同ジウ致シタノデアリマス」と説明されているが、その理解はボワソナード草案理由書からうかがえるものとは異なっているようである。そのことは梅自身認識しており、旧民法財産取得編七六条について次のようにコメントする。「既成法典ニハ果實ガ引渡迄ハ賣主ノ所有ニ屬スルト云フコトハ何處ニモ書イテイナイノデゴザイマス是ガ大ヒナ欠點デアラウト

思ヒマス……ケレドモ取得編ノ第七十六條ヲ能ク味ツテ讀ンデ見マスト暗ニ本案ノ如クニナラウト思ヒマスガ併シ理由書ヲ讀ンデ見マストサウデアリマセヌデ引渡前デアツテモ若シ物ガ果實ヲ生ズレバ其果實ハ矢張リ買主ニ引渡サナケレバナラヌト云フコトニ書イテアツテソレ所デハナイ此場合ニアツテハ買主ハ利息ヲ拂ハナケレバナラヌト云フコトニ書イテアリマス是ハ七十六條ノ明文ガアツテハ餘程無理ナ說明デアラウト思フ『買主ハ引渡ノ時ヨリ當然代金ノ利息ヲ負擔ス』斯ウ書イテアリマスカラサウスルト引渡前ニハ利息ヲ拂ヌデモ宜イト云フコトガ無論出テ來ルヤウニ見ヘマス是ハぼあそなーど氏ノ草案の理由書ニサウ云フコトガ書イテアツテモ此七十六條ノ明文ニ對シテハ到底ソンナ解釋ハ出來マセヌト思ヒマスサウスレバ本案ノ如クデアラウト思フ（傍点筆者）[3]」。

ここで述べられる梅のボワソナード草案理由書（プロジェ）の理解（傍点部）に対応する記述は本稿でも確認した通りであり[4]、それと財産取得編七六条の定める目的物引渡時からの利息の起算との関係について疑念が生じ得ることは確かである。もっとも、旧民法において、利息の起算点たる目的物引渡は原則として即時とされていること（財産編三三三条六項）、果実収取権も契約時から買主に帰属すると解し得ることからすれば[5]、両時期には齟齬は生じないはずだが、この点について、あるいは異なる認識を持っていたのかも知れない。また、梅は「本案ノ主義ハ多少ノ議論ハアリマスケレドモ佛國モ斯ヤウナツテ居ルト解シマス」と述べ、原案五七六条とフランス民法の体系が一致するとの見方を示しているが、果実収取権移転時期の理解は、一六一四条二項とも、同時期のフランスの学説の多くとも異なる[6]。結果、起草担当者において、果実収取権移転時期と利息の起算点を一致させるべきとの考慮が、前者を後者に従わせる形の原案五七六条の起草へと至らしめ、また、旧民法財産編三三三条六項のごとき特定物引渡債務の履行期の原則を定める規定も削除されたため、果実収取権と所有権の両帰属の接続は（条文の文言上は）消滅したのである。

それでもなお、危険負担との関係については「本案ニ於テハ此危險ハ債權者ノ負擔ニ歸スルト云フコトニナツ

テ居ツテ卽チ契約ノ日カラ物ニ關スル危險ハ債權者ガ負擔スルコトニナリマシタカラ其主義カラ生ズル所ノ當然ノ結果ヲ申シマスレバ契約ノ日カラ買主ガ果實ヲ取ルト云フコトハ當然ノコトデアラウト思ヒマス」との見解を示し、原則論として契約時から買主（債権者）が危険を負担することと引き換えに果実を収取することを妥当としている。[7] しかし、買主に契約時からの果実収取を認めると、第一に、引渡までの間の売買目的物の小修繕に要する費用（これは「果實ノ負擔タルベキ」とされる）を買主が売主に償還する必要も生じ、それらの処理が煩雑になること、[8] 第二に、代金の利息も契約時から発生させなければ不公平になるところ、代金支払が延期された場合に常に契約時からの利息を支払うべきことがわが国の慣習と相容れず、また、果実と利息の交換も煩雑であることがデメリットであるとする。[9] そして、それらを回避するためには「寧ロ便宜ノ爲ニ果實ト利息並ニ保存ノ費用ト云フモノトヲ相殺シテ仕舞ツテ引渡ス迄ハ賣主ノ方デ保存費用又利息ヲ取ラヌ代ハリニ果實モ自分ノ物ニスル、引渡後ハ賣主ガ保存費用ト利息ヲ取ツテ果實ヲ買主ガ取ルト云フコトニナル方ガ大變簡明デ宜シカラウト思ヒマス」として、売買において、目的物引渡が即時ではなく延期されたケースを原則型とし、かつ、契約から目的物引渡までの間、果実と売買目的物の保存（小修繕）費用および利息との相殺を擬制することで両当事者間の利益の衡平を図る規定である旨を説明するのである。[10]

また、旧民法には存在しなかった内容を規定する同条二項但書についても、「引渡ハ先ヘシテ仕舞ツタケレドモ代金ハ直グニハ取レナイ約束デアル或ル期限ヲ附シテアルト云フト其期限ノ到來スル迄ハ利息ヲ拂ハナイ何ゼカト言ヘバソレ迄ハ拂ハヌデモ宜イモノデアルカラドウモ拂ハヌデモ宜イモノニ付テ利息ヲ拂ウノハ穩カデナイト云フコトカラ第二項ノ但書ヲ置イタノデ……」と説明されるが、利息の起算が代金支払期限まで延期されることの根拠は明らかではない。[11]

以上のような原案の趣旨説明に対しては、まず土方寧委員より「所有權ヲ所有シテ居ル人ナラバ其所有物ヨリ

生ズル果實ハ所有者ガ取得スルト云フノハ當リ前デアル又其所有物ガナクナレバ誰レガ損ヲスルカト言ヘバ所有者本人ガ損ヲスルノガ當リ前デアル所有物ガ無クナレバ自分ガ損ヲスルヨリ外ニ仕方ガナイ合意ノ目的物ハ所有權ガ移ルト共ニ危險ガ移ル其代リ果實ハ當然取得スルト云フコトニナルカラ若シ前ノ物權ノ總則ノ通リニ五百三十二條ガアツタガ宜シカラウト思フガソレニ釣合ウ爲メニ果實ト云フモノヲ得ナケレバ不權衡ト思ヒマス」との指摘があり、それゆえ一項にいう引渡前の売買目的物から生じた果実を収取する者は「売主」ではなく「買主」に改められるべきだとの意見が併せて表明され[12]、長谷川喬委員からも「五百三十二條ノ趣意カラ見ルト増加ノコトハ茲ニ書イテナイガ當然所有者ニ歸スベキモノデアルト見ナケレバナラヌソレデアル故ニ五百三十二條ガアリサヘスレバ本條ハ要ラナイ筈デアリマスノニ殊更ニ之ヲ置イテ置クト五百三十二條ハ只滅失ダケノコトヲ極メタノデアツテ增加ノコトハ規定シテナイ增加ノコトニ付テハ特ニ賣買ノ所ニ本條ガアルカラ其他ノ場合ハ反對デアルト云フト云フコトニ推測ヲ來サナケレバナラヌカラ此條デアルガ爲メニ却テ惡カラウト思フ五百三十二條ガアレバ是ガナクテモ土方君ノ云ハレル通リニナラウト思フ理屈カラ考ヘテ見テモ土方君ノ云ハレル通リ危險モ果實モ共ニ所有者ガ負擔スルガ當然ト思フ茲ニ本條ヲ極メテ賣主ガ負擔スルト極メタノハ利息ト果實ト相殺スルカラ便利デアル或ハ保存費用ト相殺スルカラ便利デアルト云フコトデアリマスガ其相殺ト云フコトヲ貫クコトデナイコトハ初メ横田君ガ辯ゼラレタコトニ付テモ明瞭デアリマスカラ茲ニ便利法トシテ置ク必要ハアリマセヌ」ので、同条は削除するべきだとの意見が示される[13]。これら危険負担および所有権の買主への帰属を根拠に果実収取権もまた買主に帰属しなければならないとの意見に対する梅の返答は、「私共ノ考ヘマシタ所デハ五百三十二條ニハ不可抗力ニ依テ債務ノ目的ガ不能ニナツタ場合ヲ規定シテアルソレデアリマスカラソレノ理由トカソレト牽連シタ問題デアルトカ言ツテ物ノ增加ハ債權者ノ利益ニ屬スルト書クノハ穩ヤカデハナカラウト云フノデ書カナカツタノデアリマス併乍元來ハ此規則ガ行ハレル以上ハ普通ノ增加ニ付テハ無論危險ノ屬スル方ニ移ツテ往カナ

ケレバナラヌト云フコトニ疑ヒナイガソレハ先刻長谷川君ガ言ハレタ如ク總則ノ三百九十八條ノ規定デ充分デアラウ只果實ニ至ツテハアノ條ニ這入ラヌト思フ其方ガ正シイト思ヒマシタガソレニ付テハ……代金ノ利息ト云フモノモアツテソレト餘程牽連シタコトデアリマスカラ賣買ノ規則ヲイズレ規定スルカラ其時迄待ツテ下サイト云フコトヲ土方サンニ私ガ申シタノデアリマス……兼テ私共ノ考ヘデハ理論ハ果實ノアルトキニ與エルト云フ方ガ宜イト思ヒマシタガ併シソレハ實際不便デアラウト云フコトヲ兼テ考ヘテ居リマシタカラ……賣買ノ所ニ來テ此五百七十六條ヲ起草スルニ當ツテ遂ニ便利ノ方カラ危險ハ伴ハナイト云ウ主義ヲ取ツタノデアリマス」というもので、土方・長谷川両委員の見解を否定するものではないが、果実と利息の交換や目的物保存費用の償還の煩雑さを避けるため、便宜上危険負担と切り離したとの趣旨が重ねて強調されるのである。[14] 加えて、磯部四郎委員の「私ノ考ヘデハ果實ヲ生ジタル場合ハ品物ノ所有者ニ屬スト云フノガ當リ前ノ話ダラウト思ヒマス引渡前デアラウガ、先程カラノ御辯明ノ所ヲ聞クト代價ヲ拂ハヌデ利息ト相殺スルト云フコトガゴザイマシタ詰リ引渡前デアツテモ其品物ノ所有權ト云フモノハ生ズル親牛ガ買主ノ所有ニ屬シテ居レバ子牛モ其買主ノ所有ニ屬シテイルノガ當然デアルノニ果實ダケガ賣主ニ屬スルト云フ規則ノ出テ來ルニハ法律上何カ相當ノ理由ガナクテハナラヌト思ヒマス其理由ガ私ニハ分リマセヌ」[15] という同趣旨の疑問にも、梅は「實ハ何トモ明文ガナケレバ果實ガ所有者ニ歸スルト云フコトハ申ス迄モナイソレカラ危險問題ト平灰ヲ合セヤウトスレバ先刻土方君長谷川君ノ御説ノ出タ如ク果實ハ買主ノ所有ニ屬スト云フコトニスルト買主ノ方カラ代金ノ利息ヲ附ケサセヌト云フト不公平デアル何ゼカト云フト果實ハ賣買ノ日カラ皆取ツテ仕舞ツテ代金ヲ拂ハヌサウシテ代金ヲ拂フ迄ソレヲ利用シテ居ツテ自分ノ利益ニスルト云フコトニナツテハ不公平デアラウト云フノガ一ツトソレカラ今一ツハ賣主ガマダ引渡サヌ前ハマダ保存ノ義務ガアル其果實ヲ生ズル前ニ費用ヲ掛ケナケレバナラヌ其果實ヲ買主ガ取ルト云フナラバ買主ノ方カラ其費用ヲ償ナハナケレバナラヌ賣主ハ金ハ掛ケルガ小修繕ノ費用ハ取レヌト云フコトデハイカヌカラ買

主ニ償ナハセルコトニナルサウスルト大變精算ガ面倒ニナツテ仕舞ウ詰ル所利息ト云フモノヲ比ベレバ果實ノ高ト大同小異デアルカラ相殺シタ方ガ便利ダラウト思フ便利主義デ來テ居ルノデ理窟ニ叶ツテイルトハ思ハヌ」と答えており、買主の果実収取開始時期を引渡まで遅らせることで果実が所有者に帰するという原則を崩してしまうことを認めつつも、利息・保存費用との相殺によるメリットを取ることが妥当だとの考えを繰り返し述べるのである。(16)

上記審議を通じてうかがうことのできた原案五七六条の趣旨は、現行民法典の理由書とされる『民法修正案理由書』でも維持され、そこでは「本案ノ主義ニ因レハ債權者ハ契約ノ締結ト同時ニ目的物ノ危險ヲ負擔スルモノナルカ故ニ其目的物ヨリ生スル利益ノ一部タル菓實ヲモ直チニ取得スヘキハ當然ノ事タレトモ若シ此理論ヲ貫クトキハ買主ハ物ノ引渡ノ時ニ至ルマテ賣主ノ支出セル修繕其他ノ保存ノ費用ヲ一々精算シテ之ヲ返却スヘク又賣主ヨリハ菓實及ヒ物ノ使用ニ關スル賃錢ヲ支拂ウヘキコトトナリ頗ル計算ノ煩雑ヲ來シ而モ之カ爲ニ得ル所ノ利益甚タ尠カルヘキヲ以テ便宜上一方ノ菓實及ヒ使用料ト他方ノ利息及ヒ保存費ヲ相殺シテ互ヒニ何ラノ精求ヲモ爲スコトヲ得サラシメタリ」と記述されている。(17)

(1) 旧民法典施行延期の経緯については、大久保泰甫・高橋良彰『ボワソナード民法典の編纂』（雄松堂出版、一九九九年）二九二頁以下、大久保泰甫『日本近代法の父ボワソナアド』（岩波書店、一九七七年）一六八頁以下など参照。

(2) 法務大臣官房司法法制調査部監修『法典調査会民法議事速記録四』（日本近代立法資料叢書4、商事法務研究会、昭和五九年）九六頁。参照条文として、旧民法では財産取得編七六条、フランス民法では一六一四条二項および一六五二条が挙げられている。

(3) 前掲『法典調査会民法議事速記録四』九六―九七頁。梅が言及する『ぼあそなーど氏ノ草案の理由書』がどの資

料に該当するかは明らかではないが、仏語文献の場合はプロジェの第二版ないし新版、邦語文献では『再閲修正民法草案註釈』を指している可能性が高いとされる。池田・七戸、前掲「『再閲修正民法草案註釈』について」六三頁以下、七戸克彦「（民法一〇〇年と梅謙次郎）外国法学説の影響」法律時報七〇巻七号（一九九八年六月号）二〇頁注(10)参照。

(4) 本章第（一）節（2）および注(9)参照。

(5) 明文はないものの、所有権の使用収益権能を規定した財産編三〇条一項、合意による即時の所有権移転を定めた同三三一条およびプロジェの記述（本章第（一）節（2）および注(11)参照）を総合すると、こう解することが最も素直であるように思われる。

(6) 前掲『法典調査会民法議事速記録四』九七頁。本稿第一章第二・三節参照。

(7) 前掲『法典調査会民法議事速記録四』九七頁参照。この点に関しては、原案五三二条（現行五三四条）一項の審議において、起草担当の富井政章委員が債権者危険負担を根拠付けるため「利益の帰するところに損失もまた帰する」の考え方を援用したこととの整合性が意識されているのかも知れない（法務大臣官房司法法制調査部監修『法典調査会民法議事速記録三』（日本近代立法資料叢書3、商事法務研究会、昭和五九年）七六七頁参照）。また、原案五三二条一項の前身である原案三九九条（「債權ノ目的タル特定物ガ債務者ノ過失ニ因ラスシテ滅失又ハ毀損シタルトキハ其滅失又ハ毀損ハ債權者ノ負擔ニ歸ス但債務者カ其危險ヲ負擔シタル場合ハ此限ニ在ラス」）の審議では、旧民法財産編三三五条末尾の「其物ノ増加ハ要約者ノ益ニ帰ス」の部分が果実収取ないし現状引渡に属するものであってそれらを定める条文との重複が生じているとして削除され、その内容が原案五七六条に集約されていると説明されているのも重要である（法務大臣官房司法法制調査部監修『法典調査会民法議事速記録二』（日本近代立法資料叢書2、商事法務研究会、昭和五九年）九八〇頁）。）

(8) 前掲『法典調査会民法議事速記録四』九七頁。「果實ヲ買主ニ與ヘマスレバ其果實ノ負擔タルベキ費用ト云フモノ法典ノ言葉デ言ヘバ小修繕、小修繕ハ果實ノ負擔タルベキモノト云フコトハ法典ニ極マツテ居リマシテ……是ハ果實ヲ取ル人ガ畢竟負擔シナケレバナラヌサウスレバ隨分煩ハシイモノデアル」とある。

(9) 前掲『法典調査会民法議事速記録四』九七頁。「果實ヲ買主ニ與ヘル以上ハ利息ヲ附ケサセナケレバ不公平デア

ルケレドモ賣買ノ場合ニ於テ買主ガ直チニ代金ヲ拂ハヌ以上ハイツモ利息ヲ拂ハナケレバナラヌト云フコトハ一ツニハ日本ノ慣習ニ背キ二ツニハ大變煩ハシイコトデアル」とある。

(10) 前掲『法典調査会民法議事速記録四』九七頁。

(11) 前掲『法典調査会民法議事速記録四』九七頁。廣中俊雄『民法修正案（前三編）の理由書』（有斐閣、一九八七年）五五七頁（第五七四條）でも、「本條第二項ノ但書ハ既成法典ニハ無キ所ナレトモ必要ノ規定ナリト信シテ之ヲ加ヘタリ」としか説明されていない。

なお、横田國臣委員の説明に答えて、これと逆のケース、つまり、代金支払が先で目的物引渡がそれより後になされるケースでも、後者の時点までの果実を売主に与える旨の当事者意思の存在を推定するとの説明がある（同九八頁）。

(12) 前掲『法典調査会民法議事速記録四』九九―一〇〇頁。

(13) 前掲『法典調査会民法議事速記録四』一〇二頁。

(14) 前掲『法典調査会民法議事速記録四』一〇四頁。なお、ここで言及される「總則ノ三百九十八条」は「債權ノ目的カ特定物ノ引渡ナルトキハ債務者ハ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ其物ヲ保存シ且其引渡ヲ爲スヘキ時ノ現状ニテ之ヲ引渡スコトヲ要ス」という規定であり、現行の四〇〇条および四八三条の前身である。

(15) 前掲『法典調査会民法議事速記録四』一〇五頁。

(16) 前掲『法典調査会民法議事速記録四』一〇五頁。なお、法典調査会でなされた梅の説明は、彼の著書の記述においても同様である。梅謙次郎『民法要義　巻之三　債権編』（明法堂、明治三〇年、本稿では信山社の復刻本（一九九二年）を参照した）五二八―五二九頁。

(17) 廣中、前掲『民法修正案（前三編）の理由書』五五六―五五七頁（第五七四條）。

四　まとめと今後の課題

本稿では、わが国の民法五七五条一項の規定する売買契約時の果実収取権について、条文に込められた意味内容を、フランス民法からボワソナード旧民法、そして現行民法へと至る同条の立法沿革をたどる中で、かつ、売買に関わる他の法制度との関連を意識しながら検証する作業を行なった。そして、この作業を通じて、果実収取権の移転ないし帰属を決する同条項が、その第二項に規定される売買代金の利息支払義務はもちろんのこと、売買目的物の所有権移転や危険負担との、密接とも言い得るつながりの中で理解されるべきことが確認されたと考える。

まず、買主はいかなる権原ないし根拠に基づいて果実を収取し得るのかについては、民法典制定以来のフランスの学説において、買主危険負担との引き換えの関係から、あるいは、売買の効果として取得される所有権の効力として説明されていた。(1) この二つの根拠は、現在に至るまで併記されているため、いずれかが決定的であるとか、一方から他方への変遷が見られるなどの評価を下すことは難しいように思われる。もっとも、前者に関して、買主危険負担が現在のフランスの学説では所有権の帰属から説明されていること（所有者主義）(2) を考慮に入れるならば、果実収取・危険負担の両制度は、共に所有権の効力に取り込まれ、その一部分を構成するものとして理解すべきとの傾向が看取できよう。

そして、わが国旧民法では、危険負担が所有権に吸収されることは、財産編三三五条において強調され、果実収取権が所有権に吸収されることは、三三五条末尾にごく控えめに述べられたのみで、むしろ両者の関係を明確に規定しないことで示された。現行民法への修正過程における起草担当者の説明では、所有権と危険負担の関係は切り離されたものの、果実収取権とのつながりはなお維持されたと評価できる。(3)

次に、果実収取権をその移転時期から見た場合には、売買代金の利息とのバランスが一貫して強く意識されていた。売買の中でなされる目的物と代金の交換の過程で、前者の使用収益からもたらされる利益の代表たる果実と後者の使用収益からもたらされる利益の代表たる利息もまた対価に類似した関係にあるとされ、それを売買の一方当事者のみが得ることのないようにとの配慮は、本稿で紹介したほぼ全ての論者がこれを指摘しており、妥当なものと評価できると思われる。

そこで問題になるのが、果実収取権を背後で支えるこれら二つの論拠が、立法においていかに選択され、あるいは調和させられているかである。フランス民法では、果実収取権（一六一四条二項）は売買契約時に移転し、利息支払義務（一六五二条）は目的物引渡時から起算されるため、即時に目的物が買主に引き渡される場合以外では両時期の間に齟齬が生じる。旧民法（財産取得編七六条一項が引渡時から利息を起算、果実収取権移転時期の明文規定はないが契約時と解されることは前述）も同様だが、財産編三三三条六項が目的物引渡時期を即時としているために齟齬は生じず、二つの論拠が共存・調和する。現行五七五条では、利息の起算のみならず果実収取権移転も引渡時とされた。しかしながら、これを以て果実と利息の衡平が選択ないし優先され、果実と所有権の連結が切り離されたと見るべきではない。同条一項は、契約から引渡までの間に生じる果実と利息（および目的物の保存費用）を相殺するために、果実収取権移転を引渡時としたのである。結果、利息を目的物引渡時から起算するフランス民法以来のルールを受け継ぎつつ、同時に、果実収取権も所有権の使用収益権能の一部をなす内容として、契約時に所有権と共に買主に帰属することが維持されたのである（但し、利息や保存費用と相殺されるためそれを取得することはない）。結果、現行法でも前記二つの論拠が共存しているとの評価が可能である。

以上のような五七五条の理解は、五三四条一項における危険負担の立法主義の理解との関係でいかなる意義を有するか。「利益の帰するところに損失もまた帰する」の妥当性には多くの疑義が挟まれていることからしても、

買主への果実収取権の帰属からダイレクトに危険負担を根拠付けることには説得力が乏しく、今や支持を得ることは困難であろう。[4] しかし、売買契約成立から債務の履行完了までの動的局面における買主の果実収取権の帰趨が利息との関係のみで決せられるのではなく、同時に所有権からも考慮されることが確認されたことからすれば、売買時の果実収取が危険負担と共通の根拠を持つ制度として接点を持ち、一方が他方を理解ないし説明するための有力な状況証拠ないし傍証たり得ると言えるのではないだろうか。そして、少なくともその限りにおいて、つまり所有権の効力を理解する枠組みの中では、危険負担と果実収取は依然としてつながっているのである。

現在のわが国の学説では、本稿で検証を試み確認された果実収取・所有権・危険負担の三つの法制度を（あるいは、他のものも含めて）相互に関連したものととらえ、そこから個々の制度を理解しようとする、あるいは根拠付けるものは多くないように思われる。しかしながら、このような視点が売買契約の過程でもたらされる売主と買主双方の利益とリスクの配分を適切な形で理解する上で有効なものとなり得るかも知れないことを示唆すると共に、それを手がかりとして提示される解決法に対する批判の強い五三四条一項の妥当性ないし限界を再検討することが今後の筆者の課題であることを付言して、本稿の結びとしたい。[5]

（1） 前者については、「利益の帰するところに損失もまた帰する」の法格言の引用こそないものの、考え方はそれと同様のものである。また、後者は、所有権者が添付権の行使として果実を収取し得るとの物権の規定（フランス民法五四六条および五四七条）が売買契約の場面でも機能することが確認されたものである。第二章第（二）節および注（9）、同第（三）節および注(23)参照。

（2） 拙稿、前掲「特定物売買における所有者主義の危険負担」四八四－四九〇頁参照。

（3） 拙稿、前掲「特定物引渡債務における保存義務の意義と危険負担との関係」二三九－二四二頁参照。また、現行五七五条における果実収取権と所有権のつながりに関しては、本稿第二章第二節に引用した梅発言参照。

（4）　現行五三四条一項が、買主危険負担（債権者主義）の根拠として「利益の帰するところに損失もまた帰する」に依拠することは、起草担当者である富井政章の説明からうかがえる（前掲『法典調査会民法議事速記録三』七六七－七六八頁）。但し、富井は後に特定物売買における危険負担の立法主義に関する考えを改め、債務者主義をもって妥当との理解に至っているようである。明治四五年度の東京帝国大学での講義録とされる『富井博士述　債権各論完』（信山社、復刻叢書法律学編39、平成六年）七六－七八頁、五十川直行「富井民法学の現在性―富井政章博士の「債権法講義に寄せて」―」（同書に付属）六頁など参照。また、この買主危険負担（債権者主義）の根拠に対しては、例えば、内田貴『民法Ⅱ債権各論』（東京大学出版会、一九九七年）六四－六五頁は「また、目的物が増加したり価格が上昇した場合に売主は価格の増額を請求できないから、それとのバランスから『利益の存するところに危険も帰する』のだといわれることがある。この説明はローマ法大全の中でも示唆され、日本の民法典起草者も採用しているが、無理がある。価格の上昇に対応するのは価格の下落であるから、滅失・毀損を対応させるのは無理であるし、増加に対応するのは減少であって滅失ではない。」と批判しており、これがわが国の学説の一般的な評価だと言える。

（5）　わが国の学説で果実収取権・所有権・危険負担の関連を指摘する見解としては、広中、前掲『債権各論講義（第六版）』二三八－二三九頁、半田、前掲『売買契約における危険負担の研究』二〇〇－二〇一頁などがある。但し、広中教授の見解は、売買目的物の所有権および危険の移転時期を引渡時ないし移転登記時と解する根拠として五七五条一項を援用している点で、本稿とは若干方向性を異にするように思われる。また、半田教授も三制度のつながりを指摘しつつ、危険負担については引渡時危険移転説（実質的所有者負担説）を主張される（同一五七－一六四頁）。これに対して、小野教授は「所有権は、静的状態の法律関係を定めたものであり、契約の履行過程における契約法的効果（果実収取権の帰属決定など）を予定した制度ではない。」として、危険負担を含めた三つの制度を関連づけて理解することには反対される（前掲『給付障害と危険の法理』四四四頁）。